

どこまで対応すればいいの!?

改正電子帳簿保存法対策講習会

～まだ間に合う!これから始める最低限対応すべき事～

2022年1月1日の電子帳簿保存法改正により電子化要件が大きく緩和されると同時に、電子取引のデータ保存が義務化になりました。企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、早急な対策が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。

講座内容

- インボイス制度の概要
- 電子帳簿保存法（電帳法）とは？
 - 電帳法の規制の範囲
 - 帳簿・書類・電子取引とは
- 今回の改正の内容
 - 電子帳簿等保存制度/スキャナ保存制度
- 電子取引データ保存
 - 電子取引とは何か
 - 電子取引の保存要件
- 2022年1月1日からの改正電帳法対応方法

講師

きむら あきらこ
税理士事務所
所長

きむら あきらこ
木村 聡子 氏



税理士。法政大学卒。2000年よりきむらあきらこ税理士事務所代表。相続税贈与税の税務申告や、中小企業の税務顧問だけでなく、税務に関する講演実績も多数で、その分かりやすさには定評がある。複数の税務会計系実務誌（経理ウーマン、納税通信など）へ連載寄稿中。

日時

令和4年6月8日(水) 講習会 14:00～16:00

場所

ニューオータニイン札幌 2F 鶴の間 (札幌市中央区北2条西1丁目)

受講料

無料

定員

50名 (オンライン聴講も可能です)



お申込みはこちらから

注意

- 体調不良がすぐれない方、風邪の症状などがある方は来場をお控え下さい。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日はマスクの着用をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により講習会開催を中止する場合がございます。

お問い合わせ
お申し込み

札幌商工会議所 中小企業相談所

中央支所

TEL:011-241-6381

FAX:011-241-6408

こちらの申込書へご記入ください。		事業所名		
所在地			TEL	
			FAX	
氏名			受講方法	会場 ・ オンライン
e-mail	@			

※ご記入頂いた情報は、講座運営にかかわる諸連絡・事務、及び各種講座情報提供の目的に使用致します。